

## リッティの舞鶴

～ さまざまな彩りを見せるまち～



国際交流員の孫立姉です。

留学や観光などで、多くの日本の都市を訪れましたが、その中でも舞鶴はひと味違います。舞鶴は季節や歴史によっていくつもの顔を持っているまちで、彩りにあふれています。

初めて舞鶴を訪れたのは今年2月。一面の銀世界が私を迎えてくれ、光り輝くイメージが私の心に深く残りました。

ところが4月、国際交流員として再び舞鶴を訪れると、景色が全く変わっていて、目の前に広がる青い空と海、桜、新緑の山々に感動しました！

また、近代化遺産である赤れんが建造物や城下町の風情を感じさせるまち並みが残っている様子などから、舞鶴に住む皆さんの誇りとまちへの愛着が伝わってきました。さらに、涼しい故郷の夏に慣れた私にとって、舞鶴の暑さは大変な試練でもありました。

いよいよ本格的な秋です。紅葉に染まる風景など、新たな舞鶴の彩りに出会えるのが楽しみです！

《みなと振興・国際交流課》



## ドクターTのひとりごと

その⑤ 地方分権時代に求められる自治体組織像

地方分権の推進が叫ばれ、一部の地域で広域連合がつけられている。国がなすべき仕事と地方がなすべき仕事を分けることに、反対する国民は少ないと思われる。私もその基本的な考え方に賛成だが、地方分権の推進が本当に国民のためとなるには、多くのハードルを越えなければならない。その中でも、最も必要なものは、自治体職員が、コスト意識とスピード感を持って、自分たちの地域特性を生かしたまちづくりを遂行する能力である。いわゆる「お役所仕事」では、かえって住民サービスは低下する。受け身で仕事をするのではなく、全職員が自ら、率先して行動する組織風土を築かなければならない。住民から選ばれた首長は、まちづくりのビジョンを役所全体に開示し、各部署が担うべき役割を設定し、共有された目標を部署間の連携をしながら、職務を遂行できる環境をつくらなければならない。これからの役所は、地域のニーズをしっかりと把握し、従来の価値観や慣習にとらわれず、新しいことにチャレンジする力が求められている。地方分権と御題目を唱えても、首長の権限が増すだけで、住民のためにはならない。

## 防災ひとくちメモ

～ 災害時帰宅支援ステーション～

皆さんは、コンビニエンスストアなどの入口に、災害時帰宅支援ステーションのステッカー（下図）が貼ってあるのを知っていますか。



このステッカーが貼ってある店舗では、万が一災害が発生した際、歩いて帰宅する人に「水道水」「トイレ」「道路情報」など必要なサービスを提供します。

この事業は、地震や風水害などの大規模災害が発生したときに、道路の寸断や公共交通機関のまひなどにより、通勤や通学、買い物などで外出して自宅に帰ることが困難な人を支援するために、関西広域連合とコンビニエンスストアなどの事業者が協定を結び実施しています。

▶詳しくは、危機管理・防災課（☎66・1089）へ。

## まいづる花図鑑

75

### 【キツタ】

（ウコギ科）  
見ごろ 10～12月頃



山地に良く見られる常緑のつる性木本。多数の気根を出しながら岩や木によじ登る。葉は互生し、長い柄があり光沢がある。若い頃の葉は3～5枚に分かれ、花のつくつる葉は切れ込みがない。秋遅く、枝先に短い花軸を出し黄緑色の小さな花を放射状につける。名前の由来は、ツタに似て木質であることから。冬も葉をつけているのでフユツタとも呼ばれる。

【協力】

瓜生勝朗 市文化財保護委員（植物分野）

## 「引き揚げ」の記憶を次世代へ

引揚記念館に展示・保管している海外からの引き揚げやシベリア抑留などに関する約1万2千点の資料の中から、今回紹介する資料は「引揚証明書」です。

「引揚証明書」とは、海外からの引揚者や復員兵であることを証明するもので、基本的に世帯に対して発給され、世帯主名と家族の名前や年齢、引き揚げ前の居住地などが記されています。

国策などによって海外へ渡航したものの、敗戦ですべてを失い大変な労苦の末帰国した引揚者や捕虜となり極寒のシベリアでの過酷な強制労働から解放されて帰国した兵士たちにとって、この証明書は身分を証明する唯一のものであり、また、帰郷後の新たな生活の基盤となる恩給や配給を受ける際に必要な大変重要な書類でした。舞鶴では平地区にあった「舞鶴地方引揚援護局」で発給されていました。

一度に数百人から数千人が引き揚げ中、連日引揚船が入港した場合には、かなりの数の証明書を発給しなければなりません。引揚援護局では、引揚者が帰郷するまでの3日～1週間の間に証明書を発給しなければならなかったため、その業務は大変忙しいものだったと推察されます。



引揚記念館で所蔵している「引揚援護の葉」という資料には、一人ひとりが窓口で申請を行うと混乱が生じるため、引揚者を班分けしてその班長が代表して申請を行うこと、また帰郷先で証明書を紛失した場合は、引揚地ではなく各都道府県で再発行の手続きができることなどが記されています。行政機関として、業務に忙殺されながらも、いかに効率の良い対応をするか、また引揚者の帰郷後の状況を考慮した工夫の様子が伺えます。

このように、たった1枚の「引揚証明書」ですが、引揚者や復員兵にとっては、数々の苦難を乗り越え、やっとたどり着いた祖国での新たな生活の第一歩を支える証明書であったことや当時の引揚援護局の様子など、さまざまな歴史や時代背景を読み取ることができる貴重な記録資料といえます。

▶詳しくは、引揚記念館（☎68・0836）へ。

## くらしの豆知識③ 相続放棄



亡くなった父親は、生前借金をしていたのですが、必ず借金も含めて相続しなければならぬのですか？

相続については、遺言書がない場合、民法で定められた法定相続人が相続することになります。

- 第1順位 配偶者と子
- 第2順位 配偶者と直系尊属（父母など）
- 第3順位 配偶者と兄弟姉妹

今回の場合、子は第1順位であり相続人となります。しかし、必ずしも相続しなければならないことはありません。もし残された財産が借金のみであれば、「相続放棄」という手続きを取れば相続人から除外されることになり、相続する必要がなくなります。相続放棄をするには、相続の開始があったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所へ申し立てをする必要があります。

相続にはこの他にもさまざまなケースが考えられます。相続権のある人は相続財産を整理し、弁護士など法律の専門家へ相談することをお勧めします。

▶詳しくは、市民相談課（☎66・1006）へ。

## 図書館だより～ 今月のおすすめ本～



### 震える学校 山脇由貴子

学校という閉ざされた空間で行われる「いじめ」。子どもだけでなく、教師も「いじめ」の対象になっている現状。児童心理司で、学校改革のアドバイザーとして活躍する著者が、解決に向けて具体的な方法を示す。（東）



### 毒になるテクノロジー ラリー・D・ローゼン

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で増長する自己愛、スマートフォン中毒…。テクノロジーやメディアが脳や心に与える影響が、調査によって明らかになる。専門家による危険度チェックと対処策付き。（西）

▶詳しくは、東図書館（☎62・0190）

西図書館（☎75・5406）へ。